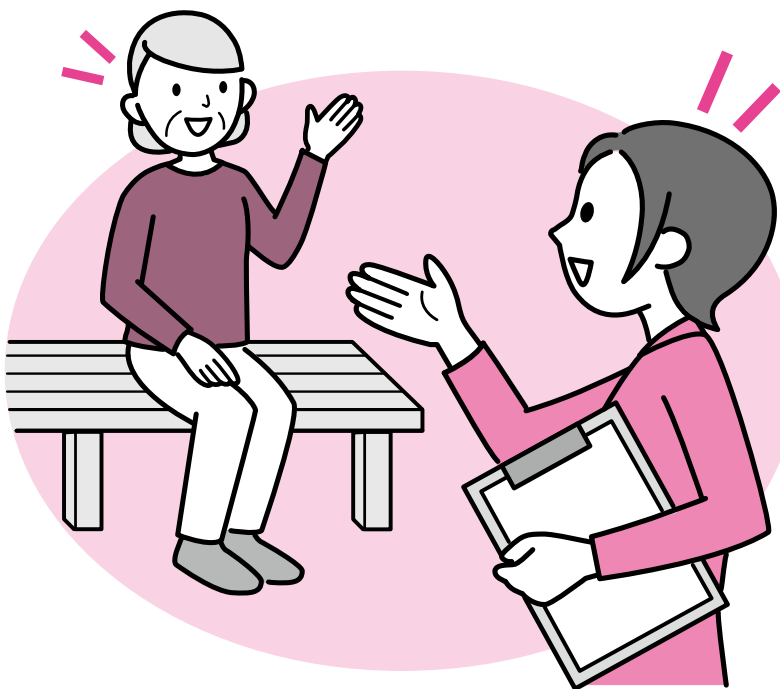


安心して生き生き暮らせるように

高齢者の多くは健康で自立した生活を送っていますが、中には支援を必要とする人もいます。皆さんが住み慣れた地域で生き生きと暮らすために、市が行っているさまざまな取り組みを紹介します。



暮らしを守ります

独居高齢者の見守り支援

2週間に1回、乳酸菌飲料を届けます。または、毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、孤独感の解消と安否確認を行います。

対象 70歳以上の一人暮らしで、配食サービス、デイサービスなどを週1回以上利用していない人

利用料 無料

独居高齢者ふれあい訪問等サービス

地区の社会福祉協議会が月1回訪問などを行い、地域社会とのつながりを保ちながら安否確認を行います。

対象 70歳以上の一人暮らしで、配食サービス、デイサービスなどを週1回以上利用していない人

利用料 無料

配食サービス

自分で調理や買い物をするこ

とが困難な人に、栄養のバランスが取れた食事を届け、安否確認を行います（1月1日～3日を除く毎日の昼食）。

対象 2おむね65歳以上の一人暮らしの人または高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）で、週1回以上の利用を希望する人

利用料（1食当たり） 300円

緊急通報装置の設置

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、事前に登録した家族などへの連絡や119番通報などが行われます。

対象 65歳以上の一人暮らしの人または高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）

利用料（1カ月当たり） 有線型1、988円（安否確認センサーを設置する場合は2、195円）、無線型2、134円。市民税所得割非課税世帯は無料

住宅用火災報知器の設置

寝室や、寝室に続く階段に住宅用火災報知機を設置します。

対象 65歳以上の一人暮らしの人または高齢者世帯で取り付ける住宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

設置料 3、850円（市民税所得割非課税世帯は無料）

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきり、または認知症などの人（一定の要件を満たす65歳以上の人）を対象に、紙おむつを宅配します。

利用料 無料

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることが困難な、おむね65歳以上の一人暮らしの人などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を行います（利用は月1回まで）。

利用料 無料

安心な暮らしを支援します

成年後見制度利用支援

認知症などで判断能力が不十



携帯しやすい小型の機器

分な高齢者で、本人の養護を行う親族がいない人を対象に、成年後見人などの申し立てを支援します。また、それに伴う必要な費用や後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

成年後見制度に関する相談については、成年後見支援センター（☎20・1537・高齢者福祉課内）へ連絡してください。

徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などによる行方不明者の早期発見や身元確認のため、行方不明になる恐れがある65歳以上の人を対象に、高齢者の個人情報登録し、履物に貼るステッカーを交付します。

利用料 無料

徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を早期に見てくれる、衛星回線（GPS）を利用した機器を貸し出します。

対象 介護認定を受けている人

基本料（1カ月当たり） 1、320円

位置情報提供料（1回当たり）

○電話照会：220円

○インターネット照会：無料

現場急行料（1回当たり） 1万円

1、000円

外出を支援します

移送サービス

医療機関や福祉施設、公的機関などへの移動に利用できます。

利用には事前に登録が必要です。

利用日時 月・土曜日（祝日、

年末年始を除く）午前8時45

分～午後4時

対象 介護認定を受けている、

または身体障害者手帳や療育

手帳、精神障害者保健福祉手

帳などを持つていて、一人で

の外出が困難な在宅の人

登録料（年額） 2、400円（10

月～3月に登録する人は1、

200円）

利用料（1回当たり・往復）

○市内：500円

○富里市、酒々井町、栄町、印

西市、芝山町、香取市、佐倉

市、八街市、神崎町、多古町

：700円（本市から車両走行

距離が2キロメートル以内

の場合は500円）

○そのほか（利用者の自宅から目的地まで30キロメートル以内）：1、500円

オンデマンド交通

市内在住の70歳以上で、介助なしで車両の乗り降りができる人を対象とした乗り合い型の交通機関です。自宅から歩いて行ける範囲に乗降場を設け、目的地の乗降場まで運行します。

利用には事前に登録が必要です。

運行日時 月・金曜日（祝日、

年末年始を除く）午前7時30

分～午後5時30分

料金（1人1回当たり・片道） 500円

利用方法 利用する日の7日前

から乗車を希望する30分前ま

でオンデマンド交通専用ダ

イヤル（☎24・0080、土・

日曜日、祝日、年末年始を除

く午前8時～午後5時）へ

手当や助成

福祉手当

在宅で65歳以上の寝たきり、

または重度の認知症の人を対象

に手当を支給します。

①と②と一緒に受給すること

はできません。また、高齢者の

市民税所得割額が16万円以上の

場合は対象となりません。

①ねたきり高齢者福祉手当

対象 寝たきりで日常生活に介

助が必要な状態で6カ月以上

続いている人、またはその人

を介護している人

支給額（月額） 1万3、000円

②重度認知症高齢者介護手当
対象 重度の認知症で日常生活を送るために常時介護が必要な状態が6カ月以上続いている人
支給額（月額） 1万3、000円

③高齢者及び障害者介護者手当
対象 ①または②の対象者で3年以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人
支給額（月額） 1万2、000円

住宅改修費の助成
介護保険の住宅改修費で支給される限度額20万円（1割～3割は自己負担）を上回る部分について、市から助成を受けることができます。なお、工事前に申請が必要です。計画段階で相談してください。

対象 市内在住で市税の滞納がなく、介護認定を受けている人

助成額 助成対象となる工事額の3分の2（上限26万6、000円）。市民税所得割非課税世帯は対象工事費全額（上限50万円）

はり・きゅう・マッサージ等施設の利用助成
市に登録している、はり・きゅう・マッサージ等施設の施術費用を助成する利用券を交付しています。

対象 市内在住で市税の滞納がなく、申請日時時点で65歳以上の年齢の引き上げに伴う経過措置として、令和8年3月31日時点で60歳以上であった人も対象

助成額 1枚1、000円分（1カ月当たり2枚を交付、利用は1回の施術につき1枚）

利用方法 施術を受ける時に利用券を渡し、施術費用との差額を支払う

※くわしくは、独居高齢者ふれあい訪問等サービスについては成田市社会福祉協議会（☎27・7755）、移送サービスについてはボランティアセンター（☎27・8010）、そのほかについては高齢者福祉課（☎20・1537）へ。